

令和7年度 山梨県建設工事 総合評価実施要領等の 一部改定について

令和7年3月13日
山梨県総合評価委員会
県土整備部 技術管理課

総合評価に関わる事項を下記のとおり一部改正し、令和7年4月1日以降に公告する案件に適用する。

主な改正事項

【評価項目】

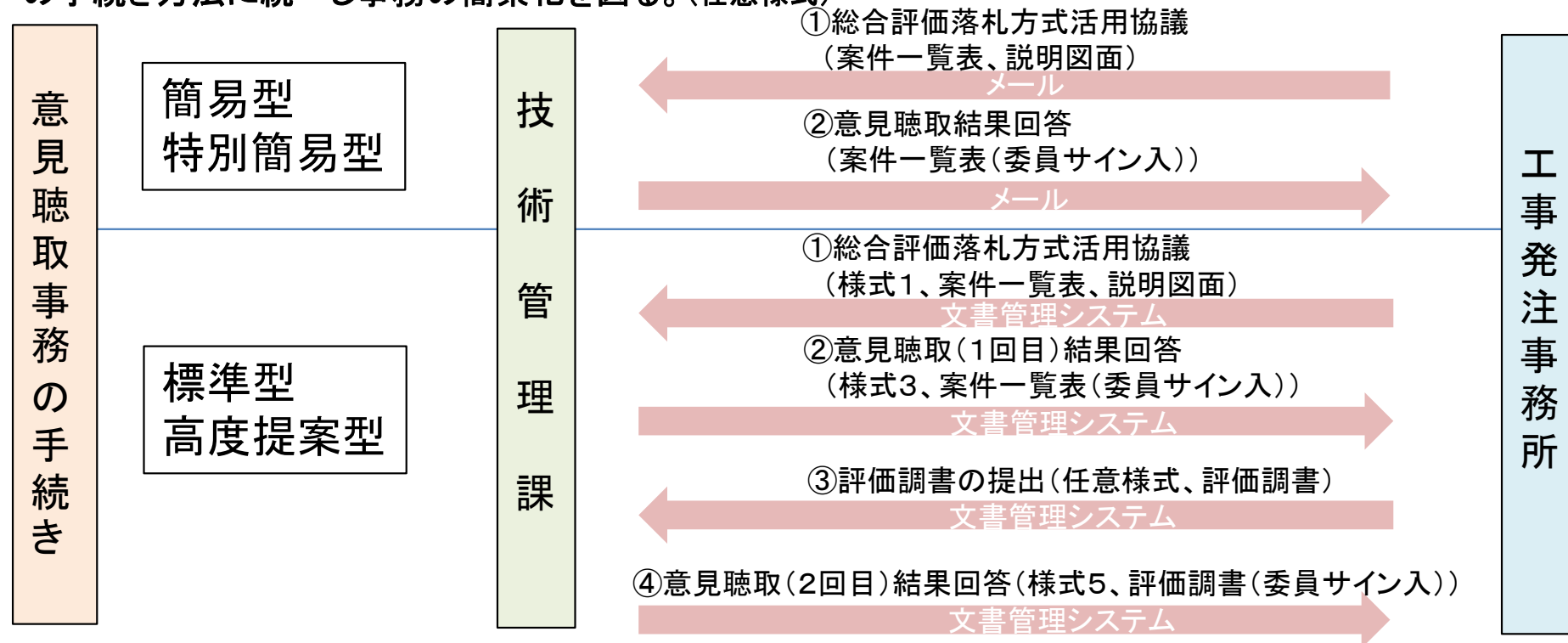
(1)「技能者の登録」の発展的な解消

建設キャリアアップシステム(CCUS)への技能者登録の評価について、導入から5年が経過し、事業者、技能者ともに一定の基本登録が進んでおり、R6.7月からCCUS活用モデル工事を実施したことにより、システム活用を促進できるため評価項目を解消する。

【意見聴取事務手続き】

(2)意見聴取事務手続き(技術管理課、出先機関)の簡素化(様式1、様式3、様式5の削除)

総合評価落札方式における標準型・高度技術提案型の意見聴取事務手続きについて、簡易型・特別簡易型の手続き方法に統一し事務の簡素化を図る。(任意様式)



総合評価落れ方式の項目改定について
～CCUSモデル工事実施に伴う評価の解消～

項目	企業の信頼性・社会性－企業の取組－「技能者の登録」						
経緯・現状	〈趣旨〉 ・技能者の保有資格・社会保険加入状況や現場の就業履歴などを業界横断的に登録・蓄積して活用する仕組みとして、「建設キャリアアップシステム（CCUS）」の活用を推進 ・県内の普及促進のため、総合評価落れ方式による入れにおいて「CCUSへの登録」を評価項目に設定 〈経緯〉 ・平成31年4月 全国でCCUSの運用開始 ・令和元年上期 CCUSの普及拡大に向けて、総合評価項目の活用を検討（知事協議） ・令和2年1月 県土整備部の土木一式工事を対象に評価を実施 ・令和2年4月 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により評価を停止 ・令和3年4月 評価を再開 ・令和5年4月 評価対象を全部局、全工種に拡大 ・令和6年7月 CCUS活用モデル工事実施（R6：39件） 〈現状評価内容〉 ・CCUSに企業と自社の技能者を登録済である企業を評価（自社に技能者の雇用がない場合企業のみ可） <table><tr><th>評価基準</th><th>配点</th></tr><tr><td>建設キャリアアップシステムへ企業と技能者の登録あり</td><td>2</td></tr><tr><td>登録なし</td><td>0</td></tr></table>	評価基準	配点	建設キャリアアップシステムへ企業と技能者の登録あり	2	登録なし	0
評価基準	配点						
建設キャリアアップシステムへ企業と技能者の登録あり	2						
登録なし	0						
現状分析	【CCUS登録状況(県内)】 ・土木Aラック 87%、土木Bラック50% ・企業登録 R2年4月：270社 ⇒ R7年1月：1,572社 ・技能者登録 R2年4月：1,149人 ⇒ R7年1月：9,310人 【評価状況】＜令和6年12月末時点＞ R5 入れ参加者数（土木） 189社 「技能者の登録」 加点企業数 112社 59% R6 入れ参加者数（土木） 179社 「技能者の登録」 加点企業数 113社 63% 【システム活用状況】＜令和6年4月～令和7年1月＞（国、民間含む） 現場登録している企業 70社 就業履歴蓄積している企業 26社 【分析結果】 ・CCUSは周知が図られ、一定水準の基本登録は確認されている ・加点目的のため、就業履歴の蓄積等のシステム活用を実施している企業はごくわずか ・評価方式による企業登録数は、頭打ちの状況 ・登録している状態であっても加点を受けない会社が存在 【課題】 ・登録だけでは、CCUS導入効果を享受できない。 ・技能者の就労環境改善を目的にしているが、企業登録だけでも加点する形式となっている。 【改定案】 ・評価の発展的な解消 ⇒モデル工事へ（R7.4月）						
今後の方針	（近年評価解消項目） R3.4月 ボランティア活動の実績 R6.4月 週休2日制適用工事の宣誓 【今後の予定】 OR7 モデル工事の拡大						

様式1-1 (総合評価の種類を表示)

総合評価落札方式による発注予定箇所一覧（施工体制評価型は型式名を、災害復旧工事は「災害」と表示する）

[illegible]

学 識 経 験 者 氏 名	意 見 聴 取 日
	令和 年 月 日
	令和 年 月 日

発注予定箇所一覧作成上の注意:総合評価の種類(型式)ごとと整理すること。
特別簡易型等で評価する可能性の無いグレー着色部の評価項目を削除して一覧表を作成しても良い。

山梨県建設工事総合評価実施要領改定新旧対照表

改 定 後 R7.4.1	改 定 前 R6.4.1
(P 1) (審査及び協議) 第7条 本庁の事業主管課長又は出先機関の長（以下「発注機関の長」という。）は、総合評価落札方式のうち、標準型及び高度技術提案型により入札を実施しようとするときは、事前に実施対象工事の適否及び「落札者決定基準」について、各部局の技術審査会設置要領に基づき設置した技術審査会（以下「技術審査会」という。）の審査を受けるとともに、各部局長（以下「部局長」という。）に協議するものとする。 (P 1、2) (学識経験者の意見聴取) 第8条 部局長は、政令第167条の10の2第4項の規定に基づき落札者決定基準を定めようとするときは、学識経験者から様式2号により意見を聴かなければならない。 2 部局長は、政令第167条の10の2第5項の規定に基づき、前項の意見聴取時に落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があると意見が述べられた場合は、落札者を決定しようとするときに、学識経験者から様式4号により意見を聴かなければならない。 3 部局長は、前2項の規定に基づき意見聴取を行ったときは、発注機関の長に回答するものとする。 4 地方自治法施行規則（昭和22年省令第29号）第12条の4の規定に基づき、意見を聴くときは、学識経験者2名以上から意見を聴くものとする。	(P 1) (審査及び協議) 第7条 本庁の事業主管課長又は出先機関の長（以下「発注機関の長」という。）は、総合評価落札方式のうち、標準型及び高度技術提案型により入札を実施しようとするときは、事前に実施対象工事の適否及び「落札者決定基準」について、各部局の技術審査会設置要領に基づき設置した技術審査会（以下「技術審査会」という。）の審査を受けるとともに、<u>様式1号により</u>各部局長（以下「部局長」という。）に協議するものとする。 (P 1、2) (学識経験者の意見聴取) 第8条 部局長は、政令第167条の10の2第4項の規定に基づき落札者決定基準を定めようとするときは、学識経験者から様式2号により意見を聴かなければならない。 2 部局長は、政令第167条の10の2第5項の規定に基づき、前項の意見聴取時に落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があると意見が述べられた場合は、落札者を決定しようとするときに、学識経験者から様式4号により意見を聴かなければならない。 3 部局長は、前2項の規定に基づき意見聴取を行ったときは、発注機関の長に<u>様式第3号または様式5号により</u>回答するものとする。 4 地方自治法施行規則（昭和22年省令第29号）第12条の4の規定に基づき、意見を聴くときは、学識経験者2名以上から意見を聴くものとする。
(改定理由) 標準型・高度技術提案型の意見聴取事務手続きについて、簡易型・特別簡易型の手続き方法に統一し事務の簡素化を図る	

山梨県建設工事総合評価実施要領改定新旧対照表

改 定 後 R7.4.1	改 定 前 R6.4.1
(P 2 3) 様式削除	(P 2 3) 様式 1 号 ○ ○ 第 号 令和 年 月 日 県 土 整 備 部 長 殿 本課執行および県土整備部以外の執行：各事業課長 事務所執行：各出先機関の長 総合評価落札方式による発注方法について（協議） 当所において発注予定の工事について、総合評価落札方式を活用すること したいので協議します。 注）添付するものは、様式 1－1 又は様式 1－2、説明図面とする。 ただし、WTO型の場合、様式 1－1 を様式 1－3 とする。 6

山梨県建設工事総合評価実施要領改定新旧対照表

改 定 後 R7.4.1	改 定 前 R6.4.1
(P 2 5) 様式削除	(P 2 5) 様式 3 号 ○ ○ 第 号 令和 年 月 日 本課執行及び 県土整備部以外の執行：各事業課長 事務所執行：各出先機関の長 殿 県 土 整 備 部 長 総合評価落札方式による発注方法について（回答） 令和 年 月 日付け第 号で協議のありましたこのことについて、学識経験を有する者に意見聴取しましたので、別添総合評価落札方式協議結果を尊重のうえ実施してください。 注）添付する審議結果表は、様式 1－1 又は様式 1－2 とする。 ただし、WT0 型の場合、様式 1－1 を様式 1－3 とする。

山梨県建設工事総合評価実施要領改定新旧対照表

改 定 後 R7.4.1	改 定 前 R6.4.1
(P 2 7) 様式削除	(P 2 7) 様式5号 〇 〇 第 号 令和 年 月 日 本課執行及び 県土整備部以外の執行：各事業課長 事務所執行：各出先機関の長 殿 県 土 整 備 部 長 総合評価落札方式による評価結果について（通知） 令和 年 月 日付け第 号で協議のありました工事の総合評価の結果について学識経験を有する者の意見を聴取した結果については、別添総合評価落札方式に関する評価調書のとおりです。 注）添付する総合評価落札方式に関する評価調書は、様式4－1又は様式4－2とする。 ただし、WT0型の場合、様式4－1を様式4－3とする。